

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
減給 10分の1 6月	市立中学校 校長 (57歳)	被処分者は、令和5年4月から7月にかけて、所属教職員に対して、複数回にわたり暴言を吐いたり、恫喝したりするなどのパワーハラスメント行為を行った。 また、本事案の調査過程において、被処分者が、週休日振替（時間外勤務命令兼実施申請）について事実とは異なる申請をし、不正に取得したこと及び移動中の公用車の車内において、喫煙したことなどが発覚した。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

2 処分日

令和5年11月17日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
----------------------------	------------------------------------------------------------------------